

別紙1

勤務体制

	対応内容	勤務体制
緊急事態宣言が発令され外出自粛となった場合 (在宅勤務含む)	<p>①感染症対策会議等の責任者（事務局長）を置き、方針・対応等が行えるよう備える。</p> <p>②緊急連絡網などを決め連絡体制を行えるよう備える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員連絡先 ・役員等連絡先 ・会員連絡先 ・発注者先リスト（請負） ・発注者先リスト（派遣）など 	<p>①職場への交替出勤や、出勤日を割り振るなどにより、職員の職場への出勤ができる限り削減することとし、職場に出勤しない職員は、在宅での勤務とする。</p> <p>②発熱等の症状がみられる場合、無理に出勤させない。出勤していた場合は、速やかに帰宅させる。</p>
事務所内で感染者が発生した場合	<p>①職員等の感染が確認された場合には、その旨を管轄の保健所に報告し、対応について指導を受ける（市区町村等への報告）。</p> <p>②事務所内の消毒や事務所の閉鎖については、管轄の保健所の指導を踏まえて対応する。</p> <p>③優先度を把握し、事態の進展に合わせて、優先度の低い事務・業務等から縮小・休止を行う。</p> <p>④本部で確認された場合には、各事務所等で業務ができるよう職員体制等を整える。（可能な範囲）</p> <p>※本部以外での確認も同様に対応。</p>	<p>①管轄の保健所の指導を受け状況に応じて、感染症対策会議等で決定する。</p> <p>②本部で確認された場合には、各事務所等で業務ができるよう職員体制を整える。（可能な範囲）</p> <p>※本部以外での確認も同様に対応。</p>
保健所の指示等により事務所が閉鎖となった場合	<p>①会員、発注者、就業先、外部委託業者に対し、事務・業務のシステムの利用等が不可能な状況等のその旨を、伝達方法を決めて連絡するとともに、発生の事実や対応方針について、ホームページの掲載などにより周知する。</p>	<p>①管轄の保健所の指導を受け状況に応じて、感染症対策会議等で決定する。</p> <p>②県連合会や近隣のセンターなどへの応援体制等の調整を行う。</p>

別紙2

<新型コロナウイルス感染症に対する津市SCの対応>

